

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第38回 「100%子会社間の無対価会社分割」
(※ 100%子会社間の無対価会社分割に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP1】
個別財務諸表
分割上の子会社に
おける
会計処理

分割子会社の個別財務諸表上では、以下の会計処理が必要である。
分割子会社では、移転事業に係る資産及び負債(移転資産・負債に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を含む(注))の差額に相当する株主資本の額を変動させる。変動させる株主資本の内訳は、取締役会等の会社の意思決定機関において決定した金額となる。

(注) 取り崩される繰延税金資産及び繰延税金負債の相手勘定は株主資本となるため、損益(法人税等調整額)への影響はない。

【STEP2】
個別財務諸表
承継の子会社に
おける
会計処理

承継子会社の個別財務諸表上では、以下の会計処理が必要である。

- (1) 分割に移転する資産及び負債を会社分割の効力発生日直前に分割子会社で付されていた適性な帳簿価額により計上する。移転事業に係る繰延税金資産及び繰延税金負債も適正な帳簿価額により計上する。
- (2) 増加する株主資本(移転事業に係る株主資本相当額)は、分割子会社で変動させた(取り崩した)株主資本の額(注)となる(会社計算規則38②)。移転された資産及び負債に評価・換算差額等が含まれている場合には、移転事業に係る評価・換算差額等も引き継ぐ。
- (3) 承継子会社が分割子会社の株式を保有している場合には、当該吸収分割後の分割子会社の財務内容等を勘案して、期末において、当該分割会社の株式の帳簿価額について、相当の減額の要否を検討する。

(注) 具体的には、分割子会社で資本金及び資本剰余金を変動させている場合、承継子会社では「その他資本剰余金」を変動させる。また、分割子会社で利益剰余金を変動させている場合、承継子会社では「その他利益剰余金」を変動させる。

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第38回 「100%子会社間の無対価会社分割」
(※ 100%子会社間の無対価会社分割に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP3】
個別財務諸表上親の会社における

会社分割直前の分割子会社の株式の適正な帳簿価額のうち、引き換えられたものとみなされる額を合理的な按分方法により算定し、承継子会社の株式の帳簿価額に加算する。

【STEP4】
連結財務諸表における

基本的に(※)連結財務諸表で必要な修正はない。

(※)【STEP2】(3)で減損処理をしている場合、連結財務諸表上では減損処理がなかったものとして修正する必要がある。

【STEP5】
共通支配下の取引の注記

企業結合年度において、共通支配下の取引等に係る重要な取引がある場合には、以下の(1)及び(2)を注記する。なお、個々の共通支配下の取引等についての重要性は乏しいが、企業結合年度における複数の共通支配下の取引等全体では重要性がある場合には、当該企業結合全体で注記する。また、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同じとなる場合には、個別財務諸表においては、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができる。

(1) 企業結合の概要

結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

(2) 実施した会計処理の概要

なお、計算書類では、上記のような注記は必ずしも求められていない。